

東京都人権プラザ 都民講座 (令和4年度第2回)

「風の谷のナウシカ」を読む 一人権の向こう側―

稲葉振一郎 (明治学院大学)

よく知られているようにアニメ『風の谷のナウシカ』の物語は、当時連載中だったまんが『風の谷のナウシカ』の序盤を下敷に無理やりまとめたものであり、連載の方は完結までその後十年以上を要した。そのため両者の物語の構造は、単に後者の方が複雑だ、という以上に互いに大いに異なっており、対比してみると面白い。

前者は宮崎駿自身が「クリスマスの奇蹟映画」などと自嘲することもあるが、物語の組み立てとしては「失われたものの回復」という非常にオーソドックスな構造を持っている。つまりは、かつての最終戦争によって自然環境が破壊され、人間がかろうじて生存可能な片隅に追いやられている世界で、さらなる自然破壊によって人間の天地を回復しようという勢力と、自然との調和的な関係を樹立することで人類の生存をはかろうとする主人公が対決し、勝利を収める、という。それは核戦争（とは書かれていないが高度技術文明を滅ぼした世界戦争）後の世界における人類再生の物語として、アニメ『未来少年コナン』同様にポストアポカリプス SF であり、かつまた聖杯探求伝説の再話であるし、また自らを犠牲として自然と人間との和解を成し遂げ復活する主人公の姿は、イエス・キリストのそれをなぞっでもいる。

それに対して後者では大いに異なった構造が提示されている。そもそもポストアポカリプス SF の歴史自体、実際にはそれほど単純ではない。世界を破滅させた核戦争の基盤には高度技術文明があり、人類再生は単純に高度文明の再建を目指すことでよいのか、それとも別の道を探すべきか、という問いは第二次大戦後の古典 SF においてもたびたび問われていた（ウォルター・ミラー Jr 『黙示録 3174 年』他）。そうするとアニメ『ナウシカ』はここで「別の道」を提示する作品と位置付けられるわけだが、それに対してまんが『ナウシカ』は「そもそも最終戦争は全く「最終」戦争でもなんでもなく（すなわち、人類が減びるがゆえに最後の戦争となるわけでもなく、また生存者がそこから戦争の愚かさを学んで二度と繰り返さなくなるわけでもなく）、現に人類は生き延びて延々と戦争を繰り返している（だから悪しき技術文明も滅びたわけではなく延々と続いており、人類はそこから逃れられていない）」という身もふたもない現実を突きつけ、ポストアポカリプス SF の枠組み自体を脱構築する。もちろんこれはまんが『ナウシカ』が、期せずして冷戦終焉のプロセスに伴走して書かれることになったがゆえに可能になったのだが。

また同時にまんが『ナウシカ』は聖杯探求の神話崩しにもなっているのだが、その観点においても実は必ずしもまったく先駆者というわけではない。たとえば「永遠のチャンピオン」サーガにおいてヒロイック・ファンタジーのパロディ、脱構築に取り組んでいたマイケル・ムアコックは『軍犬と世界の痛み』（1981年）において、三十年戦争の時代を背景に、神との和解を願う墮天使ルシファーが人間の傭兵隊長フォン・ベックに聖杯探求を依頼すると

いう物語を描く。地獄の底にまで至る探求の果て、平凡な農婦のいでたちをしたアダムの最初の妻リスよりフォン・ベックが手ずから得た聖杯は、何のことはない平凡な素焼きの器に過ぎなかった。しかしこの平凡な器が、フォン・ベックに追いつくすべての地獄の悪鬼に平穩をもたらし、ルシファーもまた救いを得る。神と和解したルシファーは地上から去り、その後の世界には神も悪魔も介入しないことが約される。聖杯が奇蹟をもたらして世界の穢れや悲惨を贖うのではなく、あるがままの世界が奇蹟であるという福音を、平凡な器たる聖杯は告げるのである。そしてまんが『ナウシカ』でも聖杯たる「青き清浄の地」の前で主人公ナウシカは立ち止まり、人間の汚した黄昏の世界で生きていくことを選ぶ。それだけであれば『軍犬』と同じだが、まんが『ナウシカ』はそこで立ち止まらずにもうひとひねりを加える。汚染から免れた「青き清浄の地」は悪しき技術文明から自由な外部などではなく、むしろそれこそがかつて戦争による破滅をもたらした高度技術文明の所産に他ならないのである。

しかしまんが『ナウシカ』はこのような神話崩しで終わっているわけではなく、高度技術文明の時代における新たな神話、新たな物語のプロトタイプとでもいべきものを作っているようにも見える。以下それを見ていこう。

ひとつわかりやすいことには、そこにはあからさまにメタ物語的構造が導入されている。前者、アニメ『ナウシカ』でも救世主伝説「青き衣の者」について物語内での自己言及は存在するが、それだけのことである。あるいはこの物語はその伝説が預言として忠実に実現される場所で終わっている。ところが後者、まんが『ナウシカ』においてはその伝説が対象化される。すなわち「青き衣の者」の救世主伝説は過去にこの世界全体を改造したテクノクラートたちが、その計画の一環として遺した仕掛けであることが明らかになる。主人公ナウシカはその仕掛けに気づき、それに乗せられて計画の操り人形になることを拒否する、という形で物語批判を遂行する。しかしながら最後には、自ら否定したはずの物語上の救世主としての役回りを、当初の計画とは異なりあくまでも演技としてではあるが引き受けて人々を謀る。

救世主伝説も聖杯探求伝説も「失われたものの回復」という大きな物語の一部であり、ナウシカによってこの大きな物語は解体されるわけであるが、ここで聖杯そのものが否定されているわけでもないところもまた重要なポイントである。滅びゆく世界を再生する鍵としての聖杯に当たるものはまずもって浄化された「青き清浄の地」であるが、第一にそれは持ち帰って人間のために使えるようなものではなく、遠くにあって憧憬すべき希望としてむしろ距離を置かれる。そして第二に、その聖杯は大いなる自然の、神の恩寵の所産ではなく、過酷な汚染された世界に人々を放置しつつ全体の浄化を進める過去のテクノクラートの計画の所産であることが明らかになり、ナウシカはその計画自体を拒絶して破壊するにもかかわらず、この「青き清浄の地」は否定と破壊の対象にはならない、ということである。ナウシカによる計画の破壊は、計画の軀から現在の人類や生物たちを解放する（ただしそのことによって、特に人類の究極的な滅亡が決定されるとも言ってよいが）ことであり、そこ

には「青き清浄の地」までもが含まれるのである。特権的な救いの表象、聖杯だった「青き清浄の地」はそのような超越的彼岸から此岸へと引きずり下ろされ、かつそのようなものとして肯定される。このように、ただ否定されるのではなく改めてその意味付けが再構築された上で肯定される、という点では、旧世界のテクノクラートの道具である巨神兵や庭園の番人もまた同様である。

聖杯がこの世に引きずり下ろされる一方で、探求者ナウシカのアイデンティティもまた変更される。敵からも味方からも敬愛され、峻厳さとたおやかさを兼ね備えたナウシカはしかし、母に愛されなかったという欠落を抱えて生きてきた存在でもあった。その姿はまた終盤において明らかになる物語内の人類、つまり戦前の清浄な環境のもとの人類とは異なり、汚染後の世界に適応できるように改造され、なおかつ世界の最終的な浄化後には役目を終えて打ち捨てられることが予定されている人類のそれと重なる。つまりある意味でこの物語の主人公であるナウシカたちは「人間」ではない。ただ単に彼らが腐海の蟲や生体ロボットヒドラと五十歩百歩の改造生物であるというだけではない。彼ら自身は基本的に旧世界の人類の子孫、同じ種に属する同胞だと思っていたのに、旧世界の人類にとってはそうではなく、単なる道具である——つまり現生人類は祖先である旧世界人類から人間扱いされていない。

つまりまんが『ナウシカ』の世界では失われたものは回復できない。と言うより、「失われたものの回復」という形で進むように見えた物語が、途中から脱構築され、別種の物語に転型している。それは完全に新しく独自のもの、まんが『ナウシカ』によって創始されたもの、とまでは言えないとしても、非常に特異なものである。そこでは失われたものは失われたままで回復できない。だからそこでの物語は、主人公たちが自らの存在と世界を肯定して終わるとしても、その起源に遡って現在との絆を確認する、という形ではなされえない。過去は過去であり、それが現在を起源として形作っていること、過去なくして現在はありえないことは認めつつも、現在の正当性の根拠を過去に求めることはできない、という物語だ。しかしながらではそこでナウシカはいかにして現在を肯定しているのか？ というと、これが案外難しい。というのはナウシカは人についても蟲やその他の生物についても、今現在生きているものの尊厳や善性を卒然と肯定しているからで、そこに何らかの理由を必要としているようには見えない。しかしながら一方でナウシカは、自分の感性や考え方が独自であり、大概の人間はそうは考えられないこと、過去との連続性、祖先からの血脈の継続、伝統の継承によらずして自己を肯定することが難しいこと、をどうやら知っており、だからこそ古い救世主伝説を現実には拒絶しつつ、人々の前ではそれを演じ続けるのである。救世主伝説を演じるなら、ひょっとしたら「古い革袋に新しい酒を盛る」、自ら真に救世主として、新たな神として振る舞うことさえ可能だったかもしれないのに、そうして自らのカリスマで人々を啓蒙するという選択肢もまたあっただろうに、彼女はそうはしていない。なぜだろうか？

「失われたものは決して還らない」という物語としてまんが『ナウシカ』を引き継ぐ試み

としてわかりやすいもののひとつが庵野秀明の『新世紀エヴァンゲリオン』である。若き庵野がアニメ『ナウシカ』の制作現場で徒弟修業をしていたことはよく知られている。『エヴァンゲリオン』の世界において巨大ロボットに乗せられ、世界を救うためと称して戦わされる子どもたちは、皆親を――母を失っているが、それが還ることは決してない。主人公シンジは、少なくともそれを意識的には望んでさえいないが、父との関係の回復はどうやら望んでいる。しかしながら父はどうやら息子には関心がない。「失われたものの回復」に取り憑かれており、どうやらそれに成功しそうなのは父、ゲンドウの方だ。人類を救うためにではなく、失われた妻、シンジの母ユイを取り戻すために彼はあらゆるものを、最終的には人類さえ犠牲にしようとする。しかしながら無力なシンジはそのことを知らないし、知ったところで彼にはどうにもできない。

『エヴァンゲリオン』が最終的に語り直され、完結を迎えたときには、物語はどうなったか？ ひとつにはゲンドウへの反逆は、主人公というべき現場指揮官のミサトの手に委ねられる。ミサトもまた父を失った子ではあるが、彼女の動機は亡き父との絆の回復ではなく、自分自身の子どもたちを生き延びさせることである。「自分が失ったものを取り戻す」のではなく「自分が生み出したものに責任を取る」「未来への投企」という運動が物語を完結に向かわせる。とは言えそこには平行して、そんなミサトを横目で見っていたシンジが自ら大人になり、父ゲンドウと和解して彼に諦めをつけさせる、という物語も展開している。そこにはゲンドウが息子シンジの中に見失っていた妻の面影を見る、という形で「失われたものの回復」と「未来への投企」が重ね合わされる、というトリックも投入され、またシンジも最終的には母ユイによって未来へと押し出される。そのように見ると『エヴァンゲリオン』が獲得した未来には、実は美しく優しい過去がオーバーラップされ、そこには「未来への投企」と「失われたものの回復」が一緒くたにされている。これは快いと同時にトリッキーであるとも言える。

そうしてみるとまんが『ナウシカ』における現在の肯定と未来への投企は、もっと不気味な含意を持つ。というのは、まんが『ナウシカ』の未来には、何も約束されていない、というよりその最も蓋然的な帰結は、人類の緩やかな絶滅、できえあるからだ。いうなればそれは「お先まっくらのだれも歩いたことのない未来」(小松左京『日本アパッチ族』)である。しかもその未来に自覚的に直面しているのは、ナウシカと森の人だけだ。

歴史的な脈の中に置き直せば、繰り返しになるが『風の谷のナウシカ』『未来少年コナン』はジャンルの言えればポストアポカリプス SF、最終戦争後の荒廃した世界、技術文明が衰退し、環境が激変した地球を舞台とする物語である。また物語のディテール、雰囲気においては、それは J・R・R・トールキン『指輪物語』を代表とするエピック・ファンタジーや、ブライアン・オールディス『地球の長い午後』やフランク・ハーバート『デューン』シリーズ、あるいは M・ジョン・ハリスン『パステル都市』などの、異星や未来の地球の架空の生態系と社会を綿密に書き込むタイプの SF の系譜に連なる作品である、と言えよう(岡和田

晃「M・ジョン・ハリスン『ヴィリコニウム』解説」)。『デューン』同様、砂漠の惑星を舞台とした薄汚れた未来を活写した『スター・ウォーズ』の影もそこには落ちている。まんが・アニメともに『ナウシカ』は、過去の技術文明の遺産に依存した中世的な社会と、異形の新生物が闊歩する酷烈な自然を、鮮烈なヴィジュアルで描き出している。

先に見たように冷戦期のポストアポカリプスSFにも既に高度技術文明と人間性への懐疑は兆していたのだが、それを更に敷衍した「回復されるべき（それさえ回復されればうまくいくはずの）本来の人間性などそもそもなかったのではないか」という認識は、実存主義文学とも通じるものだ。それは今やハリウッド大作で世界的になったフィリップ・K・ディックのSFによって大衆化されたとさえ言える。あるいはまた、人類生存の使命を引き受けるよりも個人としての安楽な生をまっとうする、というシニカルな選択も、既にオールディス『地球の長い午後』で印象深く描かれており、それもおそらくはまんが『ナウシカ』の結末の先取りではある。

しかしディックのSFの場合には「世界全体が偽物なのではないか」という不安とともに、そうした偽者でいっぱいの世界の彼岸に真実があり、そこが救済である、という匂いが完全には断ち切れなかった（自分そっくりの偽物であるとの嫌疑をかけられ、それを晴らすべく奔走する主人公が、結局自分こそが偽者であることを発見する初期短編「にせもの」や、映画『ブレードランナー』原作の『アンドロイドは電気羊の夢を見るか?』におけるような例外的達成は無視できないが）。あるいは一見ラディカルなオールディス『地球の長い午後』も、単なる思考停止と見ることもできよう。それらと比べたとき『ナウシカ』はもう少しだけ進んでおり、「自然な本来性」とは別のところに人間や生命の意味を見出そうとし、かつ公共性という次元にまで橋をかけようとしている。しかしその困難もまた、そこには提示されているのである。四半世紀後の今日から振り返ってみれば、そのようなまんが『ナウシカ』の結論は少なくとも日本のポップカルチャーにおいてはひとつの祖型、新しい「現代の神話」として機能して、多くの継承者を生み出しており、思想的にも今世紀のポストヒューマン／トランスヒューマンの論点を先取りしていると言える。

先に見たように、侵略者との対決を装った人類再生プロジェクトを描く『新世紀エヴァンゲリオン』は間違いなく『ナウシカ』の嫡子であるが、近年の例を挙げるなら、日本のビデオゲーム『NieR:Replicant』では主人公たちは冒険の果てに自分たちが人間ではなく、滅びつつある人類を守るための道具であったことを発見するし、続編『NieR:Automata』では人間を守るべく作られ苦闘する主人公のアンドロイドたちが、実はすでに人類が滅びていることを知らされる。ゲームという形式によってそうした主人公たちに没入的に共感するよう誘導されるプレイヤーたちは、もちろん主人公たちは虚構の存在だが、自分たちが共感できる、その意味では同じ（あるいは広い意味での）「人間」であると思い込んでいたのに、そこで一気に突き放される。

あるいは晩年のアイザック・アシモフは、その晩年、1980年代において、青年期の自分がものしたロボット物語と銀河帝国物語を統合して、人間に奉仕することを使命とするロ

ボットが、その使命を全うするために、人間を自己の運命の主人として自立させるために自己消去するさまを――しかしそれを徹底できずに陰から人類を見守り、操るさまを描いている。まんが『ナウシカ』の前半とほぼ同時並行して書かれたこのサーガのテーマはまんが『ナウシカ』と確実に通じ合っている。宮崎自身が邦訳されたこれらの作品にインスパイアされた可能性もまたあるだろう。AIの爆発的発展を見た近年、これらのテーマは、ニック・ポストロムの『スーパーインテリジェンス』に端的に表されているように、真剣な哲学的倫理学の主題として議論されるようになってきた。

以上まとめるならば、アニメ『ナウシカ』は80年代半ばという時代において、当時はつきりと少数派の異議申し立てを超えたエコロジズムやフェミニズム、あるいは近代テクノロジー文明批判をわかりやすく集約した寓話、現代の神話として受容されたといえる。それに対して長期連載のさなかに冷戦の終焉とその後の世界の混沌化を経験したまんが『ナウシカ』は、格段に複雑で内省的な作品、わかりやすい神話的構造を提示するよりも、それを絶えず相対化し問い直す哲学的、思弁的な物語となった。前者が超未来における高貴な神話的英雄の物語として読まれる余地があったとしても、後者においてはその道は完全にふさがれ、我々の未来の延長線上にある、我々と同じ苦悩にさいなまれる者たちの、単に実存的苦悩にとどまらずそこでの公共性の再建への苦闘を描く物語となった。逆説的にも、主人公たちは厳密な意味での「人間」ではないかもしれないにもかかわらず！

今日はそのような『ナウシカ』の物語から今日における公共性の構築という問題についてどのような示唆が得られるか、を考えてみよう。

近代社会における「公共性」は「人権」という概念を入り口にして考えるとわかりやすい。つまり近代的な意味における人権とは、公共圏、市民社会のメンバーシップだと言える。しかしながら近代的な公共圏とか市民社会とか言われているものの厄介なところは、そこが開かれた共同体というほとんど語義矛盾に近いものを標榜している、少なくとも理念として掲げているということだ。だからそのメンバーシップは無限に開かれているようにみえる。しかしながら実際には、メンバーとメンバーでないものを区別する、あるいは差別することなしに「メンバーシップ」などありえないのではないか？ そのような疑問に絶えずつきまとわれるのが近代的な「公共性」とか「人権」の概念である。

もう少し強めに言えば、法的な観点から具体的に見ていくと、「人権」という言葉で言い表されているものは何かというと、ある種の「身分」のことであると考えべきであることがわかる。法的に見れば「人権」は具体的には複数の色々なタイプの種々雑多な権利からなるパッケージであり、それら諸権利をひとつに束ねる共通性を見つけることは難しいので、ときにはそれを「権利を持つ権利」などと言い換えるケースも見られるし、民法には「権利能力」といった便利な言葉もあるのだが、端的に言えばそれは「人権リストに挙げられる諸権利を持つ資格」、つまりは「人権を享受できる身分」のことなのだ。なぜここで先の「メ

ンバーシップ」から「身分」という言葉に更に乗り換えたかといえば、この一見時代遅れの言葉を用いることによって、近代以前の時代、あるいは近代市民社会以外との関係において「人権」について考えるためにより便利だからだ。

近代社会以外の（以前の？）社会では、社会は——人間は複数の身分に分けられており、身分ごとに享受できる権利も負う義務も別々だったのだが、近代社会ではこれらの身分差別が撤廃され、すべての人間が単一身分に属する、というのが一般的な考え方である。これを身分そのものの否定と見るか、それとも単一身分であれ身分は身分だ、と解するかは立場が分かるところであろう。ただ近代社会における理念と実態との乖離を念頭に入れるならば、なおかつ近代社会以外の社会と比較して考えるためにも、やはり近代社会を無身分社会と見るよりは、単一身分社会と見るほうがよいだろう。

どういうことかと言えば、権利と義務とはつねに対応関係にある——と言うのは俗説だが、権利にせよ義務にせよそれが抽象的理念に終わらずに実効力を持つためには共同体が、あるいは公的なフォーラム（場）が必要だからである。労働にかかわる範囲でも、憲法的な職業選択の自由（営業の自由）は市場が、団結権は市場に加えて労働組合という結社が、それを支える共同体ないしフォーラムとして必須である。

そう考えると、近代社会においてはそのような共同体ないしフォーラムの基盤は結局のところ主権国家であり、だから近代社会においても実は身分差別は残っているのだ、という考え方は十分成り立つ。つまり国籍による差別、自国民と外国人との間に身分差別をすべての近代国家は行っているのだ、というわけだ。そこからこぼれ落ちるものをすくい取るために「国際人権」という考え方が急速に成長しているが、国際人権に対応する国際共同体は国家に比べてまだ十分に発展していないうらみがある。

どうして権利・身分保障においてフォーラムや共同体が必要か、についてももう少しだけ論じると、近代的に抽象化された、法律的な権利概念だけ見ていては見失いがちなことであるが、形式的な権利を発揮して実際に生きていけるための具体的資源、物理的な基盤のある程度の保障まで含めての「身分」なのであり、そうした身分は具体的な社会関係や自然環境の中で始めて実現するというのを忘れてはならない。わかりにくい言い方になってしまったが、近代社会以前の身分制社会を見るならば、身分の基本単位は多くの場合は個人ではなく家とか団体とかいった集団であり、かつそれはそれらが保有し支配する財産（領地や事業の免許など）と不可分のものだったということを想起されたい。

さて、以上のように考えたとき、つまり人権（と呼ばれているものの本体）をある種の身分、地位であると考えれば、当然にそれは、人間社会の中においては身分差別を認めない一方で、人間と人間以外のものとの間の差別は容認する、どころか場合によっては必要とするのではないか、という懷疑が浮上するだろう。だがそれ以上にやはり問われねばならないのは、全人類をひとつの共同体にまとめるような仕組みはまだ存在しているとはいえ、今のところ最もそれに近い仕組みとしての主権国家がローカルなものにとどまっているにもかかわらず、つまりそれを支える共同体、フォーラムの基盤が脆弱であるにも拘わらずなせ、

単なる国籍、国家のメンバーシップではなく、およそ人であればどの国家のメンバーであれ、いや無国籍者まで含めてあらゆる人に認められるものとしての「人権」などという発想がどうして確立したのか——つまり単なる法的権利を超えた普遍的理念になっているのか、ということであろう。

人権という理念が具体的な制度化に向けて決定的に動き出したベンチマークとされるのは当然ながらアメリカ独立戦争、そして何よりフランス革命におけるいくつもの人権宣言であるが、それに先立ってなぜこの時代、18世紀末から19世紀初にかけての西欧が転換点になったのか、その歴史的コンテクストを探る研究がいくつも行われている。たとえばリン・ハントはこの時代とその直前、18世紀において、一方では小説という形式が流行し、人々が他人の内面を覗き込み、共感し、更には自らを省みるという振る舞いを大々的に始めたということ、またその他方で、そうした共感に基づく普遍的な道徳の理論が18世紀の啓蒙思想の中で発展し、更にはそれに基づいてたとえば拷問・残酷な身体刑への批判、刑事司法改革が進行したことを指摘する（リン・ハント『人権を創造する』）。あらゆる人をその身分にかかわらず同じ人間として扱う理論・制度の形成は、内面を備えた個人を「同情」「共感」すべき相手として見出す感性、情緒の発展に裏打ちされていたということである。

もちろんこうした感性の形成の背後には小説やその他芸術・娯楽の発展のみならず初期的な消費文化の形成、つまりは生活水準の向上の始まり、更に言えば全般的な「世俗化」も見取ることができるだろう。それは宗教改革以降の政教分離、政治の世俗化にとどまらない。宗教改革の市民社会、民衆の日常生活への影響は多面的で一言でまとめることはできないが、ウェーバーの「資本主義の精神」論が指摘するような、経済活動、労働現場における規律の浸透がある一方で、他方ではすでに見たような小説や近代的な演劇の発展（もちろんそれらは規律化を主導した近代的な宗教による抑圧をも受けたが）の背後には労働時間外の消費生活の楽しみ、宗教でもなく、政治参加でもなく、かといってビジネスでもない、生きることの意味、楽しみの追求の成長があったのではないか。もちろん伝統的な宗教、キリスト教も神の前での、あるいは来世における人間の平等はその教えの根幹においていたが、しかしそれは世俗における、奴隷制をも含めた身分差別の肯定、容認と矛盾するものではなかった。近代的な人権思想、つまり世俗における人間の平等という発想を裏打ちしたのは、来世、彼岸における救済（だけ）ではなく、此岸、世俗における生の肯定に生きる意味を求めるといふ発想が一般化したことではないか。

もちろん今ひとつ重要な契機は、ハントも指摘するようにアメリカ独立戦争、そしてフランス革命が「革命」、つまりは新しい政体の建設という事業であったということである。人々に新しい政体を作る権利があるとしよう。ではその権利の根拠とは何か？ という問題である。植民地の本国からの独立にせよ、あるいは旧体制を廃しての新体制の樹立にせよ、それが本国や旧体制の意に反してのことであれば、革命の権利の根拠は当然、本国や旧体制によって与えられたものではありえない。となればどこから来るのか？ アメリカ独立戦争を支持する一方でフランス革命を批判したエドモンド・バークならば、名誉革命などの英国

における変革の根拠、その権原を、起源も定かならぬ伝統に、時効に求めるわけだが、そうした伝統は、また時効の及ぶ範囲はあくまでもローカルなものであり、先祖から世代の連鎖によって相続、継承してきたものである。しかしアメリカ独立戦争を戦い、人権宣言を起草した人々は、一方で確かに、ゲオルク・イエリネックが言うように（イエリネック／プトニー『人権宣言論争』）、そうした英国の伝統を継承した法概念、法技術を用いつつも、自分たちが独立して独自の共和国を立てる権利の根拠を、現在の英国の政体をも超越してそれ以前から存在する英国臣民の古来の権利にではなく、人間であれば誰でも生まれながらに持っているはずの自然権に求めたのである。なぜか？ それはひとつにはアメリカ植民地がブリテン島より大西洋を隔てた遠方に位置したからであり、また宗教的にも英国教会の支配を離れた、自由な信仰のコミュニティからなる社会がそこに形成されていたからであり、更には英国出自外の人々もまたそこには存在していたからである（もちろん実際には、何より重要な英国出自外の集団、つまり土着アメリカ人 Native Americans とアフリカから連れてこられた黒人奴隷たちはおおむね排除されていたのだが）。繰り返すが、新しい政体を、とりわけ旧体制の意に反して設立する権利の根拠を、既存の政体による授権に求めることは理にかなっていなかったのだ。

すなわち、近代的な意味での人権は、自然権として、少なくともその具体化として捉えられる。それは法的な制度としてはもちろん、具体的な共同体、つまりは国家によって認められ、保障されるものだが、国家によって与えられるものとしては観念されない。あくまでも初めから、つまりいかなる国家とも無関係に、国家から独立に存在していた自然権が国家によって確認され、保障されるという形を取るのである。

3.

以上のことを確認した上で、『風の谷のナウシカ』に戻ってくるならば、そこでまず我々の目につくのは、人間同士の間での差別（そこは封建制や部族社会の論理で動いている）だけでなく、人間と人間以外のものとの間の差別、人間以外のものの地位、身分、権利の問題である。

先の見方とはやや異なり、身分差別撤廃の歴史としての近代の歴史を人権拡張の歴史、人権の享有主体としての身分の範囲を拡張する歴史として捉えるという考え方もある。繰り返しになるが、近代的な人権思想が現れてきたとき、それは従来の身分差別を否定して社会を単一身分化していくわけだが、そのときの原型は旧社会における市民身分とされた、と言われる。それまではローカルな身分だった都市共同体の住民の地位、それに伴う権利と義務群が、全人類に普遍化されるべきものとなったのだ、と。ただその普遍化も実際には段階的に行われた。つまり最初は先進国の白人男性だけがその実質的享受者だったのが、だんだんに女性や子ども、人種的・宗教的マイノリティらへと拡張されていったのだ、と。そしてこの単純な拡張史観というか進歩主義の延長線上で、現代的な生命倫理、動物倫理、環境倫理、更には人工知能倫理を解釈していこう、という立場がある。すなわち、人権を人間以外の動

物や、現在のところは存在していない将来世代や、あるいは人工知能機械にも拡張していこうという運動として、これらの新しい応用倫理学を解釈しよう、という。

このような議論においてはときに「このような人権の際限ない拡張はどこかで破綻する」と主張される（たとえば大澤真幸「環境倫理の未来」『資本主義のパラドックス』所収）。たとえば民法、財産法においては、世界は権利主体となりうる「人」と、権利主体になりえない、もっぱら財産権の対象となるしかない「もの」とに二分される。そして「人」のカテゴリー内で身分差別を認めないという形での人権論が成り立つためには、権利主体である「人」が他の「人」の権利を侵害することなしに自由に権利を実現できる余地が世界に必要となり、それは世界の中に「人」ではないからそれに対しては何をしてもよい「もの」がなければならない、と。

現実の動物倫理学や環境倫理学においては、世界の中のあらゆる「もの」を「人」化しようなどという無茶な議論は行われていない。たとえば動物倫理においては植物に権利主体性を認めることは普通ないし、環境倫理においても無生物の権利などという議論は普通はなされない。だから先の議論は応用倫理学批判としてみれば単なる難癖にすぎないが、「結局世界には権利主体にはなり得ない「もの」がなければ「人」の権利の充足はありえないのではないか」と論じたいというのであれば、それなりに聞くべきところはある。だが「従来「もの」扱いされていたものの中に新たに「人」が見出されること」と「人」と「もの」との区別をなくすこと」とは全く別であることには注意せねばならない。

むしろ権利主体性、人権享受主体の身分を人間以外のものへと拡張していくことの問題は、今日具体的に意識されているところでは、人間の範囲内であれば保証・許容できたように見えた、人権享有主体間の平等が破綻してしまうのではないか、ということである。身分の単一化においてそのテンプレートとなったのが「市民」であったのは、市民が経済的かつ政治的に自立した自由な主体であり、市民社会が対等者からなる共同体の集団的自治の世界とされたからであった。そこでは十分に自立していない者はあくまでも例外、周辺的な存在として、後見人や補佐人に支援されれば市民として自立できる（はず）の存在として位置づけられた。しかし人間以外の動物や人工知能機械を、少数の例外者としてではなく大量の個体からなる集団、社会的層として受け入れるならば、このような枠組みでは無理が出る。動物は（エンハンスメントを経ない限り）知的に劣るがゆえに、人間と同輩として公共的意思決定に、政治に参加することはできないだろう。人工知能機械の場合、人間と対等ないしそれ以上の知性を持ったものが作れる可能性はあるとしても、そもそもそのようなものを作るかどうか自体、先に存在している人間の意志にかかっている。このように考えれば動物や人工知能機械に人権を認めることは、逆説的にも、対等者からなる単一身分社会としての市民社会を否定することに繋がりがねないのではないだろうか。

しかしまんが『ナウシカ』を更に読み込むことで我々に見えてくるのはこのような問題系のその向こう側にある、そうした差別自体の相対化の可能性である。なんとなればそこでは実は人間たちもまた蟲たちと同様に人工生物、改造生物に他ならないのであり、だとしたら

人権、人間の尊厳などというものがあるとすればその根拠は、人為的に操作されていない、テクノロジーによって汚染されていないという意味において「自然」であることなどには求められないからだ。かと言って「そこに答えがある」というわけでももちろんない。

そもそも近代的な意味での人権は、既に見たように、すべての人を単一身分に取り込むというだけのものではなく、そのような身分は創設され、付与されるものというよりは、見出され、承認されるものとして観念される、ということである。もちろん第三者的に身分秩序、法制度の外側から社会学的な観察者としてみれば、どちらにしても人々が社会的な約束事として創設するものであるに代わりはないが、それはあくまでも外的視点からの話である。内的な視点からすれば、近代的な人権とは「天賦人権」「自然権」として、すでにそこに最初からあるものであり、人間はそれを創設するのではなく、発見する、とされるのである。そのように考えたとき、自然人や野生動物に対してであれば「自然権」の承認は相対的に容易だろうが、人工物である人工知能機械や、品種改良／バイオテクノロジーの所産である家畜、ペットに対してはどうだろうか？ という疑問が浮上してくる。

家畜やその他ハイブリッドの人工生物、そして人工知能機械の権利、身分、道徳的地位を論じる際には「自然権」的枠組み、つまり人間の側がどう思おうとすでに存在していた権利、地位の認識／承認、という枠組みではどうしても不足するよう見える。なぜならそれらは人工物であるので、その道徳的地位の承認が既得権益者としての既存の共同体の都合次第で左右される、というような、人間の少数派や野生動物に於いて起こるような問題にとどまらず、そもそもその存在自体が既存の共同体の都合次第で左右されるのである。いや実は同様のことは、同じ人間であってもマクロ的／長期的に言えば将来世代、ミクロ的／短期的には長期的な子孫ではなく直接の係累たる子どもに対しても当てはまるのだ。

このような根源的な非対称性があるため、動物倫理学における人間以外の動物、人工知能倫理学における自律型人工知能システム、また環境倫理学における将来世代に対しては、現存する自然人と対等な存在として「自然権」を想定することに困難が生じうる。それゆえこれらに対する倫理においては、一見したところ非常に奇妙な、ある種の限定的反出生主義とも言うべき立場が成立する。

たとえば動物倫理学においては家畜／ペットについての反出生主義、という立場が成り立つ。すなわち、人間とは無関係に自立して生きられる野生動物に対しては、その生存・生活を脅かさないために距離を取って放置する、というやり方がその尊厳を保障し権利を認める方法として選択可能であるが、品種改良の結果、人間に飼育されなくては生きてはいけない家畜／ペットに対しては、そのような「解放」は彼らを見捨て死に追いやることを意味するので、とるべきではない。それゆえ家畜／ペットに対してなすべきことは、まず現に生まれて生存している者に対しては、極力安全で健康な生活が送れるように適切に飼育しつつ、断種してその後一切子孫が生まれないようにすること、そうやって長期的にはすべて安楽にジェノサイドすること、が適切である、という一見極めて乱暴な結論が出てくる（田上

孝一『はじめての動物倫理学』)。ここに潜在しているのは「単なる破壊よりも一層根底的な悪があり、それはもてあそびはずかしめること、ただ単にもてあそび、はずかしめるだけのために創造することである」(稲葉「マルチバースのビメイダー」『オタクの遺伝子』『ノウシカ解説・増補版』)という思想だ。

同様の発想をAI倫理学においても見つけることができる。もちろんすでに存在している家畜／ペットと異なり、意識を持つような人工知能機械は未だ実現していないと思われるので、この場合は「たとえ技術的に可能であっても、意識を持つような人工知能機械を制作してはならない」、あるいは「意識を持つような人工知能機械に対しては、自然人に対してと同様に、その固有の尊厳を尊重しなければならない。またその用意がなければそうした機械を制作してはならない」ということになる。ニック・ポストロムは物理的身体を持たないシミュレーション・ソフトウェアでさえ、それが意識を持つことがありうるのであれば安易に作るべきではない、と論じる(ポストロム『スーパーインテリジェンス』他)。更にこの発想を将来世代の人類に対して適用するならば、大まかに言えば「将来世代に対しては尊厳ある生を送れるような環境を用意せねばならないし、それが不可能であるならば将来世代を作ってはならない」となるだろう。もちろんこれに加えて、人類にとって脅威となりうるシステムの誕生の可能性も問題となり、そのような観点から、人間の道具として制御できない自律型AIについての禁止論も主張されている。

このような限定的反出生主義はそれなりに合理的な立場である。しかし第一に、何が自律的で何がそうではないのか、自律的なものとそうではないもの、両者の境界はそれほど明確なものなのか、という問題は、AI倫理はもとより、生命倫理や動物倫理でしつこく問われて続けている問題である。明確に意識があってその快苦に配慮せねばならない動物の範囲とはどこまでか、あるいは人間の場合にも、その権利や福祉に配慮せねばならないほど意識判明な状態とそうではない状態との区別はそれほど明確なのか、といったボーダーラインケースはここでも必ず問題になる。第二に、何事も確実ではありえず、間違いは起こりうる。誤って意図せずして作られてしまった改造動物や自律的人工知能機械に対して「作られるべき存在ではなかったから、最初からなかったことにして抹殺する」というわけにはいかず、それらは現存する家畜・ペットに対してと同様、配慮されねばならない。しかしそれが人間と同等以上の高度な知性を持つ場合には、ただその福祉に配慮するだけではなくその権利、尊厳を重んじなければならず、その場合にはそれらを「本来生まれるべきではなかった存在」とすることは、それらにスティグマを貼り付けることになる。現代においてフェミニスト的な立場などから、女性の自己決定権の擁護の延長線上でリプロダクティブ・ライツの一環として選択的中絶や消極的優生学の権利が主張されるとき、障害者解放運動から批判が寄せられるのは同様のメカニズムがそこに存在するからであろう。現実に出産した障害者の権利と福祉は個人として尊重されるとしても、カテゴリーとして障害者にスティグマが貼られることへの抵抗感は消えるものではない。

しかも上の反出生主義はあくまでも限定的なものである。この理屈は裏を返せば「先行す

る自然人たちによって道具化され、あるいはおもちゃ化されるのではなく、固有の尊厳を認められ、権利を保障され、福祉的配慮を受けられるのであれば、改造動物や自律型人工知能を作ってもかまわない」ということを含意するものとしても解釈可能なのである。実際問題として、自然人の将来世代に対してこの論理を適用することは、反出生主義ではなくまさに普通に理解されている意味での「将来世代への責任」論になる。同様のことは動物や人工知能に対しても言いうる。しかし、具体的には一体どのようにすればよいのだろうか？

限定的反出生主義をあくまでも禁止の論理として解釈するならば、「あくまで人類の単一性を保持して、改造動物であれ人工知能機械であれ、人工的な「人」を意図的に作ることはしないが、事故やボーダーラインケースなどにおいてそのような個体が生まれてきてしまったときには、当然にその人権を尊重する」という原則を立てる、ということになるだろう。しかしこの戦略には実際には疑問が残る。そのように例外的にたまたま生まれてしまった人工的「人」は自然人たちで構成された社会の中で極少数であり、マイノリティとしてのコミュニティ・派閥を作ることさえも困難となるだろう。それらは人類社会の中ではフリークス、怪物になりかねない（はやくもメアリー・シェリー『フランケンシュタイン』が直観していた問題である）。しかしそれらを「仲間」を持った集団、類として大量生産することは、たとえその人権をきちんと保障することができたとしても、それは「自然権」というより自然人によって与えられた「恩恵」と解釈されがちとなり、市民社会の単一性を掘り崩して新たな身分制への道を開かざるをえないのではないかと、という疑問は消えないだろう。

ここで『ナウシカ』が興味深いのは、既に見たように、そこでは実にアクロバティックな仕方で人間とそれ以外の動物、そして人工物（主として改造生物だが「心」があるならば無生物でもかまわないだろう、そもそも生体ロボットである巨神兵やヒドラを素直に生物と呼んでよいのかどうか定かではない）との間の対等性が確保されているということだ。すなわち、人間、現存人類もまた旧世界の計画による改造の所産であり「自然」の所産とは言い難いため、その点において腐海の生物たちやヒドラと実は大差ないのである。悪しき創造主としての旧世界のテクノクラートの創造物にして被害者として、人と生き物たちは平等なのである。このようにして『ナウシカ』世界では人とそれ以外のものたちの平等性、ひいてはそれらの尊厳が承認される。しかし言うまでもなくここで注意すべきことは第一に、作中世界においてそうした対等性について本当に知っている、わかっているのは墓所の秘密、旧世界の計画の真相を知ったナウシカと森の人や番人など生き残ったヒドラたちだけであり、ほとんどの人々は知らない、ということだ。そして第二にこれは当然のことながらあくまでも虚構、フィクションである『ナウシカ』の物語世界においての話であって、現実世界の我々は少なくとも現在のところこのような人為的な改造、品種改良の所産ではない。もちろん「自己家畜化」というコンセプトでつかまれつつあるメカニズムも無視できないが、それはあくまでも「自然選択」であって我々を意図的に家畜化し品種改良する主体がいるわけではない。そうであれば我々の置かれている状況、我々人類と家畜・ペット、あるいは将来出現

するかもしれない AI システムとの関係は、やはり『ナウシカ』における人と改造生物たちとの関係とは大いに異なる。我々が『ナウシカ』的な人とその創造物との平等を実際に打ち立てようとするならば、そこにはいっそ倒錯と呼びたくなるような、不自然な想像力の跳躍が必要となるように思われる。

しかし実のところ、人々の中の差異を乗り越えようとする近代的な人権思想が立ち上がるその前後においても、既に同様の跳躍はなされていたのではないかと。既にそうした問題は意識され、論じられ、それをめぐって戦われてきたのではないかと。すなわち人間、自然人を前にしても、その権利を誰が与えたものでもない、自然に備わったもの、あえて言えば超越的な神によって与えられたものとして観念するというやり方が確立したのはそれほど昔のことではなく、またそれは決して「自然に」、スムーズに行われたわけでもないのだ。身分制社会において、個人の権利がそれぞれ特定の場所、特定のローカルな共同体において、周囲の共同体やその支配者から与えられたものとして観念され、それはあくまでも共同体や支配者、既存の秩序への服従義務とセットのものであることがむしろ当たり前だった。極端に言えば、新しく生まれた子供はしばしば親、家、あるいは共同体の財産であって、その権利は親や家、共同体が与えたものであった。現代の我々は、人間は子供を産むけれども、作る、創造したわけではない、だから子どもの権利、人権は親たちが与えたものではない、と当たり前を考える。しかしそのように当たり前と考えられるということ自体が、一連の歴史的な経過の所産である。実際ときに我々も「子どもを作る」という言い方を自然にしてしまうのではないかと。

そのように考えるならばなお一層、家畜、ペットや人工知能ロボットに対して人権、というより自然権を認めるというやり方を、単に制度としてではなく、感性まで含めた習慣を確立することの困難さは想像できるだろうが、しかし全く不可能とも言い切れない、ということもわかる。少なくとも我々は子どもについては「作る」、創造する、制作する、という考え方を（先に挙げた「子どもを作る」という言い回しは特殊なものとして）基本的にはとらないように既になっているからだ。更には人工物についても、我々は既にフィクションの中で、人工知能ロボットの修道士を前にした人間の神父にこう言わせている。

「伝道の書にこうあります

「あなたは身ごもった女の胎の中でどうして霊が骨に入るかを知らない そのようにあなたは、すべてのことをなされる神のわざを知らない」

神は自らに似せて土から人を作りました その人間と見まごうあなた方に命の息がからないと誰が決めつけられるのでしょうか あなたの肉が人により作られたとしてもその内を満たす「あなた」を作るのは人の思惑ではなく 神の作りしこの世界のダイナミズムと神秘的なのです くじけず祈りなさい」

(山田胡瓜『AIの遺電子』第8巻、183～184頁)

だがこのように当たり前にいうことができるためには、すなわちそれを合理化するためには、何が必要だろうか？ ここで未知なる「神のわざ」とされているものによって生み出された違いが何らかの意味で「自然な」ものとみなしうるのであれば、それこそが人によって単なる人工物、人為的な約束として創設されたのではなく、客観的に見出され承認されたものとしての「自然権」の根拠たりうるはずである。

たとえば、実際には意図的な選択によって、次世代の子どもたちを産んでいるはずの私たちは、そのことを都合よく忘れ去り、「子どもは天からの授かりものだ」ということにしているのだ、という解釈もありうる。単純素朴に言えば、実際には歴史上人々はある程度意図的に子どもを作ってきた（し、近代的な避妊や人工妊娠中絶の確立以前にも、嬰兒殺しなどを含めて産児制限もしてきた）のであるが、あたかもそれをなかつたことであるかのようにして、「子どもは天からの授かりもの」とみなし、特に近代においては出生と同時に自動的に子どもが人権、人間としての地位を獲得するようにしてきた。つまり子どもに自然権が割り当てられたのは一定の歴史的経緯を経てのことなのである。しかしもちろんここで間違えてはならないのは、それは社会の側から与えられた地位としてではなく、あくまでも底にあったのを社会によって見出され確認されたものとしての自然権なのである。もちろんこの、出生の瞬間を境界線として、意図的な選択から不可避の運命への移行をなし崩しに行ってきた歴史は、周産期医療の発展によって、出生の時点それ自体が選択の対象となりうるようになったため、大いに揺るがされてはいる。しかし仮に受胎以降いつの時点をもって「出生」とするかがたとえ完全に意図的な選択に任されるようになったとしても、依然として我々は子どもを「制作」はしていない。ゲノム編集によってもなされうることはせいぜい「改造」どまりである。

では、同様の自己欺瞞を、人工知能ロボットや家畜・ペットに対して我々ほどの程度なしうるのか、またなしえないのか？ 考えてみれば古典的な心身二元論は、この点では非常に都合のよい仕組みである。ロボットにそれを適用するならば、『AIの遺電子』の司祭のごとく、ロボットの身体は人間が作ったものでも、その魂はそうではない、という区別が成り立ちうる。そしてこのような二元論は実は完全に死に絶えたわけではなく、いまだに我々の多くにとってある種のリアリティを持っている。

もちろん存在論的な意味で、身体を構成する物質とは別種の何者かとしての心、靈魂といったものの存在の可能性について真面目に論じられることは現代ではあまりない。「心」というのは身体とは別種の実態ではなく、身体のある種のはたらき方に対して与えられた名前であり、ただかつてはそうした「はたらき方」が「もの」と錯覚されていたのだ、という考え方が現代では有力だ。とはいえそれが「はたらき方」、つまり実体そのものというより、その（この場合には身体の）性質とか能力のことだとしても、それで謎が解けた——二元論が完全に不要になったというわけではない。今度はつまるところものの「性質」「能力」と

はなにか、という難問にすり替わっただけだ。

だが残念なことに現代における心身二元論の後継者をこのような機能主義——心とは身体の機能（はたらき）のことである——という考え方とみなすならば、それは先の司祭の靈魂論とは似て非なるものにならざるをえない。というのは問題となっているのが人工知能ロボットであれば、当然そこではロボットの心もまた、そのメカニズムの設計まで含めて、人間の制作によるものであるはずだからだ。

むろんここでその「自然権」が問題となりうるような人工知能ロボットは、人間による制御なしに自律して作動し、学習による自己修復・成長能力を有し、人間による制御を不要とするにとどまらず、不可能とするようなものであろう。そのような場合には、その外側からの制御不可能性、理解不可能性に対して人間はそれがかつて自分たちについてそうしたように「心」「魂」とみなしうるのかもしれないし、人間の制作になるプリミティブな段階から、自己修復・成長を通じてそうした制御不能段階へと移行する過程において「出生」に相当する何か起きたのだ、とみなすことが可能になるかもしれない。問題は（今やそのありがたみが薄れつつある？）人間の場合の「出生」と同程度にわかりやすい線引きを、その移行過程においてなすことができるか？ だということになる。しかしこうした想像は、なおあまりにも人間的すぎるものであるかもしれない。

(2022年7月16日)